

所 属 所 長 様

一般財団法人石川県教職員互助会
理事長 塩田 憲司
(公印省略)

教職員互助会モニターの募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、教職員互助会では、互助会事業の更なる充実を図るため、会員からモニターを募集・選任し、意見を聞く場として教職員互助会モニター会議を開催しております。
については、下記のとおり今年度のモニターを募集しますので、会員に周知願います。

記

1 モニターの概要

別添1「令和8年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

2 選任の区分

会員から、原則、次の区分により選任します。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任します。

	選任区分	定数(人数)	選任区分	定数(人数)
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校	2名以内
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校	5名以内
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等	1名以内
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合計	24名以内

3 応募方法等

別添2「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。
申込書は、教職員互助会ホームページの「お知らせ」又はスマートスクールネットからもダウンロードできます。

4 締切日

令和8年6月30日(火)

(事務担当)
教職員互助会事務局
担当 森
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977

(別添1)

令和8年度石川県教職員互助会モニターについて

1 目 的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図るため、モニターを設置します。

2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニター会議に出席し、意見交換を行います。

3 モニター会議の開催予定

日時 令和8年8月7日(金) 14:00～2時間程度

場所 県庁行政庁舎1011会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定します。

※日程は、変更になる場合があります。

4 会議出席に係る服務上の取り扱い

- ・ 県所管の学校等については、職務に専念する義務の免除に該当（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第5号）第9号に規定する事由）
- ・ 市町所管の学校等については、市町教育委員会にご確認ください。

5 報 酬 等

支給しません。ただし、モニター会議への出席に係る旅費は支給します。

6 任 期

選任の日から当該年度末日までとします。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日をもって任期を終えることとします。

7 そ の 他

モニターが定数の過半数を下回る場合、モニター会議を開催せず、書面による意見聴取とする場合があります。

<参考>

○R7年度モニターの意見を取り入れた事例

- ・ 病児保育施設利用の補助について意見があり、会員の子が病児保育施設を利用した際の助成事業を新たに追加した。

(別添2)

モニター申込書

一般財団法人石川県教職員互助会のモニターを申込みます。

令和 8 年 月 日

一般財団法人石川県教職員互助会理事長 様

所属所コード						
所属所名						
会員番号						
職名						
氏名	□					

※氏名を自署する場合は押印不要